



総務省

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

(公正競争の確保等に関する規定の整備)

令和8年2月20日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

市場環境の変化に対応した公正競争の確保等に関する規律の見直しについて

- 市場環境の変化に対応した公正な競争環境の整備等の観点から、総務省は、令和7年5月に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）を改正し、NTT東日本・西日本の経営自由度の向上を図る措置と公正競争の確保のためのセーフガード措置の法定化等を行った。
- 令和7年改正法の施行に向けた規定の整備等のため、主に以下の内容について、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）等の一部改正を行うものである。

＜主な内容＞

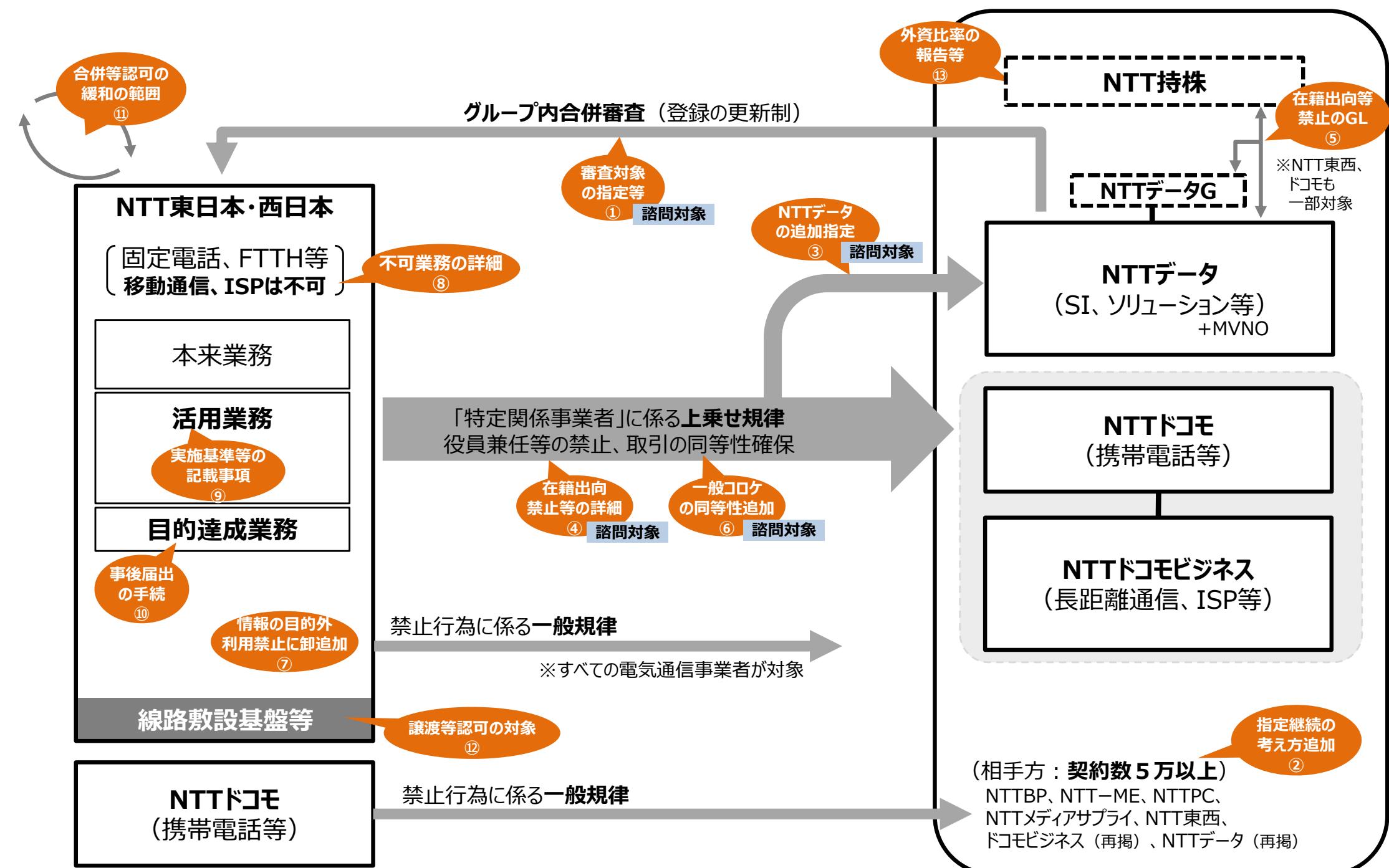
1. NTT東日本・西日本の経営の自由度向上に資する規定の整備

NTT東西の業務範囲規制（本来業務は県内通信とする県域業務規制）は、メタル固定電話が競争の中心であった頃に制定されたものであったこと等を踏まえ、NTT東西について、①本来業務における県域業務規制の撤廃（これに伴う移動通信・ISP業務の禁止の明確化を含む）、②活用業務及び目的達成業務の事前届出制の緩和、③一部の合併・分割等について認可を不要とする緩和等を令和7年改正法において行ったところ、これら対象や手続の詳細に関する規定を整備する。

2. 公正競争確保のためのセーフガード措置等に関する規定の整備

NTT東西の経営自由度の向上を図る措置を講ずることに伴い、公正競争上の弊害が懸念されていることや、一部公正競争確保のための措置がメタル固定電話を中心の時代に作られたものであること等を踏まえ、①NTTグループ内の大規模事業者との合併等審査の導入、②NTTグループ内における特定の事業者間の在籍出向等の禁止や有利な条件での取引の禁止、③卸関連情報の目的外利用等の禁止等を令和7年改正法において行ったところ、これらの対象や手続の詳細に関する規定を整備する。

公正競争の確保等に関する規律見直しの全体イメージ



(参考) 電気通信事業法に係る改正省令、ガイドライン一覧

は質問対象

項目	改正省令等	概要（主なもの）
① 登録の更新 (グループ内合併審査)	<p>【省令】電気通信事業法施行規則</p> <p>【告示】電気通信事業法施行規則第4条の2の3第1項第1号及び第2号の規定に基づく総務大臣が指定する者を定める件</p> <p>【ガイドライン】<新規>「グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方」</p>	<p>対象となる特定電気通信事業の定義の規定</p> <p>特定電気通信事業の対象となる電気通信事業者の指定 【NTT東西・NTTドコモ・NTTドコモビジネス・NTTデータ】</p> <p>グループ内合併等の登録の更新の審査範囲等の規定</p>
② NTTドコモの禁止行為の相手方に係る指定解除基準の変更	【ガイドライン】 「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」	契約数5万未満の場合における指定継続の考え方の追加
③ NTT東西の特定関係事業者の追加指定	【告示】電気通信事業法第31条第11項第1号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件	NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを追加指定 (現在は、NTTドコモ、NTTドコモビジネスを指定)
④ 役員兼任・在籍出向の禁止	【省令】電気通信事業法施行規則	役員兼任・在籍出向の禁止の対象業務等の規定
⑤ NTT持株等に係る在籍出向の禁止等	【ガイドライン】<新規> NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針	以下のNTT持株等に対する在籍出向の禁止等の規定 【NTT持株 ⇄ NTTドコモ・NTTデータ・NTTデータG】 【NTT東西 ⇄ NTTデータG】
⑥ 取引条件の同等性の確保 (一般コロケーション)	【省令】電気通信事業法施行規則	NTT東西における取引条件の同等性を求める対象として一般コロケーションを追加
	【ガイドライン等】 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針	電気通信事業法上問題となる行為に、NTT東西における一般コロケーションに係る事例を追加
⑦ 卸関連情報の目的外利用の禁止	<p>【ガイドライン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン 	電気通信事業法上問題となる行為や市場支配的事業者に係る規律として、NTT東西・ドコモにおける卸役務に係る情報の目的外利用の記載等を追加

(参考) NTT法に係る改正省令、ガイドライン一覧

は諮詢対象

項目	改正省令等	概要（主なもの）
⑧ NTT東西の禁止業務	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	本来業務及び活用業務として認められない移動通信業務・ISP業務の規定
⑨ 実施基準に基づく活用業務	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	NTT東西が策定・公表する実施基準、実施状況報告の記載項目
	【ガイドライン】 NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	活用業務の実施基準等の作成の考え方、公正競争確保に関する考え方の規定
⑩ 目的達成業務の事後届出化	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	目的達成業務の事後届出の期限等の規定
⑪ 合併等認可の緩和の範囲	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	認可を要しない法人等の規模の基準の規定
⑫ 重要設備譲渡等の認可の対象	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	認可対象となる建物等の範囲等の規定
⑬ 外資比率等の報告	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	NTT持株の外資比率の定期報告、外資規制の遵守状況報告に係る記載項目等の規定
⑭ その他	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律第2条5項の区域を定める省令（仮称・別途制定）	※NTT東西の県境等に係る住所を整理するもの（県間通信に係る自己設置要件の例外関係）
	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第6項第1号及び第2号の区域を定める省令（仮称・別途制定）	※NTT東西の県境等に係る住所を整理するもの（本来業務に係る業務区域の範囲関係）
	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則	※役員就任の届出事項の変更に係る規定を整理するもの（住所変更のみ、変更届出を不要とする）

※ 以下では、電気通信事業法施行規則を「事業法施行規則」、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則を「NTT法施行規則」と表します。

1. 登録の更新（グループ内合併審査）関係

【背景・現状】

令和7年改正後の事業法第12条の2では、**市場支配的事業者（NTT東西又はNTTドコモ）**がそのグループ会社と合併等を行った場合、**公正競争確保の観点での事後確認**を行うため、登録の更新によるグループ内合併審査を導入した。

審査対象となる合併等の相手方は、総務省令で定める「**特定電気通信事業**」を営む者とされており、競争の確保等の観点から問題ないかどうかを事後的に審査した上で、禁止行為規制の潜脱を防止する観点等から、必要に応じ登録の更新の条件を付すことができる。

【電気通信事業法施行規則の改正及び告示の制定】 **※諮問対象**

審査対象となる「**特定電気通信事業**」を以下のとおり定義する（事業法施行規則第4条の2の3第1項各号、告示）

- ・**NTT東西との合併等**…総務大臣が指定する者（**NTT東日本（西日本）、NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTデータ**）が営む**電気通信事業の全て**
- ・**NTTドコモとの合併等**…総務大臣が指定する者（**NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTデータ**）が営む**電気通信事業**のうち、**禁止行為の相手方としての指定**（事業法第30条第3項第2号）に係る**電気通信事業**

（市場検証委員会における考え方）

グループ内合併審査は、禁止行為規制（グループ内企業の不当優遇等）の潜脱を防止する観点と、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点を踏まると、NTT東西・ドコモに加え、NTTグループの長距離通信を担うNTTドコモビジネスと、電気通信市場と密接に関係したSI,ソリューション市場において優位な地位にあるNTTデータを対象にすることが適当と考えられる。

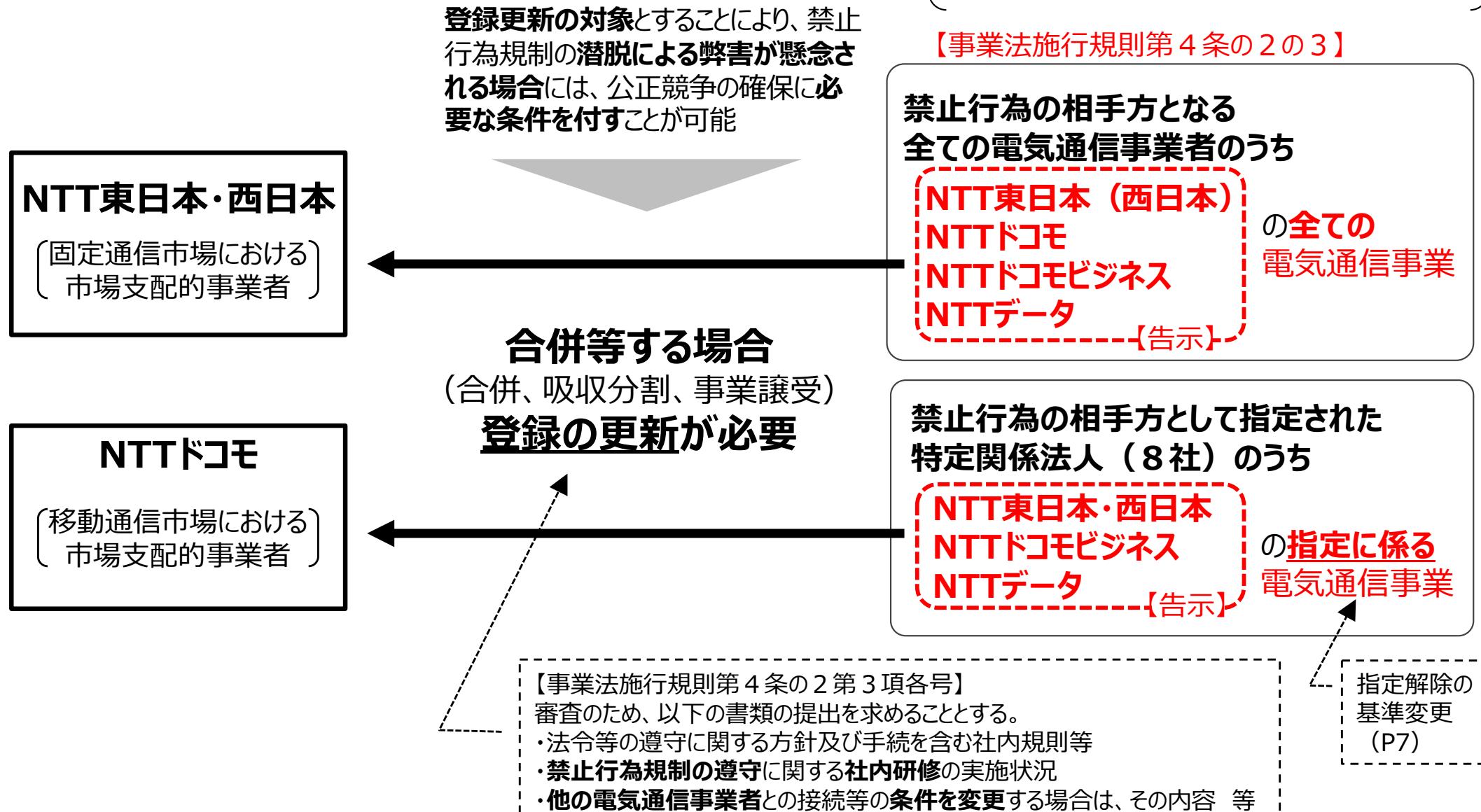
【グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方の制定】

審査の対象となる電気通信事業の範囲や審査の考え方等の明確化のためのガイドラインを新たに制定する。

- ・**グループ内合併審査の対象となる事業者の指定**は、法人の規模、市場支配的事業者との関係性（資本関係等）、グループ内の電気通信事業における役割、電気通信市場と密接に関連した市場における地位などを勘案し、**市場検証委員会の意見も聴取した上で、指定する。**
- ・審査では、特定電気通信事業を承継したことに伴う電気通信市場の公正な競争への影響を実質的に評価し、影響が生じるおそれがあると判断した場合には、**公正競争確保のための措置**（承継した事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の公平な取扱い等）**が取られているか否か等を確認し、懸念があると判断した場合には、当該懸念に対応した条件を付すこと等で対応する。**

(参考) グループ内合併審査に係る制度整備

(諮詢対象：事業法施行規則第4条の2の3関係)



2. NTTドコモの禁止行為の相手方に係る指定解除基準の変更

【背景・現状】

NTTドコモの禁止行為規制の相手方については、事業法第30条第3項第2号に基づき、総務大臣が指定した者に限定されており、その指定基準は、ガイドライン（禁止行為指定ガイドライン）において、特定関係法人（グループ会社）が提供する電気通信役務（携帯電話（MVNOを含む）、IP電話、FTTH等）の「**契約数等5万以上**」であることが**指定基準**とされ、契約数等が5万未満になった場合には、（その推移をしばらく見守った上で）指定の解除を行うこととしている。

【禁止行為指定ガイドラインの改正】

市場検証委員会における「NTTデータグループの完全子会社化に係る検証」等を踏まえ、**契約数5万未満になった場合の**（禁止行為の相手方の）**指定を解除の要件として、以下を追加する**。

- 契約数等が5万未満となった場合には、その推移を見守るほか、禁止行為等規定適用事業者（現在はNTTドコモのみ）との資本関係、事業規模、**主力事業と移動通信市場との関連性等**も踏まえ、**移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除する**。

（市場検証委員会における考え方）

SI、ソリューション市場で優位な地位にあるNTTデータをNTTドコモが不当に優遇した場合、公正競争への影響が生じると考えられる中、NTTデータの完全子会社化に伴い、MVNO事業が移管された場合等の懸念等を踏まえると、NTTドコモの禁止行為の相手方については、契約数等が5万以上であるものについて指定するという基本的考え方を維持した上で、契約数等が5万未満となった場合でも、移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ、指定を解除する旨を「禁止行為に係る指定ガイドライン」で明確化することが適当と考えられる。

3. NTTデータの特定関係事業者の指定

【背景・現状】

事業法第31条第11項第1号では、**NTT東西の特定関係法人**（グループ会社）のうち、役員兼任等が行われた場合に電気通信事業者間の適正な競争環境を阻害するおそれがある者を、**特定関係事業者として総務大臣が指定**し、役員兼任の禁止等の禁止行為規制の上乗せ規律が課せられている。

現在指定されているのは、NTTドコモ、NTTドコモビジネスとなっている。

【電気通信事業法に係る告示の改正】※ 詮問対象

市場検証委員会における「**NTTデータグループの完全子会社化に係る検証**」等を踏まえ、NTT東西がNTTデータを優遇した場合の固定通信市場の公正な競争に対する懸念を受けて、そのリスクに対する構造的な担保とするため、**NTT東西の特定関係事業者として新たにNTTデータを指定**する。

（市場検証委員会における考え方）

・SI、ソリューション市場で優位な地位にあるNTTデータをNTT東西が優遇した場合、公正競争に影響を及ぼす蓋然性が高いと考えられるところ、役員兼任や在籍出向の禁止により、このようなリスクに対して、一定の構造的な担保になると考えられることから、NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定することが適当と考えられる。

(参考) NTT東西の特定関係事業者に係る制度整備

(諮詢対象：事業法施行規則第22条の5から第22条の7、第22条の9、告示)

NTT東日本・西日本

（固定通信市場における）
市場支配的事業者

上乗せ規制の内容

- ① 役員兼任、在籍出向を禁止
- ② 義務的コロケーションや業務受託について、特定関係事業者に比して不利な取扱いを禁止
- ③ 特定関係事業者に有利な条件により、公正競争を害するおそれがあるものとして、
「一般コロケーション」に係る有利な取引を禁止
【事業法施行規則第22条の9】(P11)

ガイドライン
改正 (P11)

接続情報・卸情報の
目的外利用の禁止

禁止行為の内容

その電気通信業務において、特定の者を不~~當~~
優先的に又は不利に取り扱うことを禁止 等

上乗せ規制の対象となる特定関係事業者

（役員等を兼ねた場合に公正競争を阻害するおそれ
があるものを、グループ企業の中から総務大臣が指定）

NTTドコモ
(携帯電話等)

NTTドコモビジネス
(長距離通信、ISP等)

NTTデータ
(SI・ソリューション等)
+MVNO

【告示】

完全子会社化を受けて、固定
通信市場の公正競争確保のた
め、**新たに指定** (P8)

全ての電気通信事業者

4. 特定関係事業者との間の在籍出向等の禁止対象

【背景・現状】

NTT東西（第一種指定電気通信設備を設置する者）に対する禁止行為規制の上乗せ規律に関し、事業法第31条第1項から第4項では、**NTT東西と特定関係事業者**（総務大臣が指定した者）との間の兼任禁止について、①役員同士の兼任の禁止に加え、②役員と従業者、③従業者同士の兼任の禁止を追加した（在籍出向等の禁止）。

【電気通信事業法施行規則の改正】※諮詢対象

在籍出向等の禁止の対象となる業務等は、適正な競争環境の確保のために必要な業務等として、総務省令で定める必要があるところ、同様の禁止規制を定めている電気事業法等を参考に、以下のとおり規定する（事業法施行規則第22条の5から第22条の7）

- ・**NTT東西**においては、**非公開情報を入手できる立場にある者**を在籍出向等の禁止対象とする。
- ・**特定関係事業者**においては、**重要な意思決定に参画できる立場等にある者**を在籍出向等の禁止対象とする。

（市場検証委員会における考え方）

- ・最終答申において参考とした電気事業法では、非公開情報を取扱う業務に着目して在籍出向等の禁止対象を定めていることを踏まえると、NTT東西で「非開示情報を入手できる立場」にある者がグループ会社で「重要な意思決定に参画できる立場」に就く（兼務する）ことを禁止することが適当と考えられる。

5. 【NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針の制定】

1988年のNTTデータの分離等の際、他事業者との間の公平性を確保するための措置として公表され、累次の公正競争条件と位置付けられてきたもののうち、**NTT持株等電気通信事業者以外の各社**に係る「在籍出向等の禁止」について、新たに**ガイドラインに規定する**（現行の「NTT持株、東西に係る共同調達指針」を改訂（共同調達に関する規定は維持）する形で規定）。

- ・NTT持株とNTTデータグループ又はNTTデータとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと
- ・NTT持株とNTTドコモとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと
- ・NTT東西とNTTデータグループとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと

※下線が電気通信事業者以外であり電気通信事業法等で規律できないもの

取引条件の同等性の確保等関係

6. 取引条件の同等性の確保

【背景・現状】

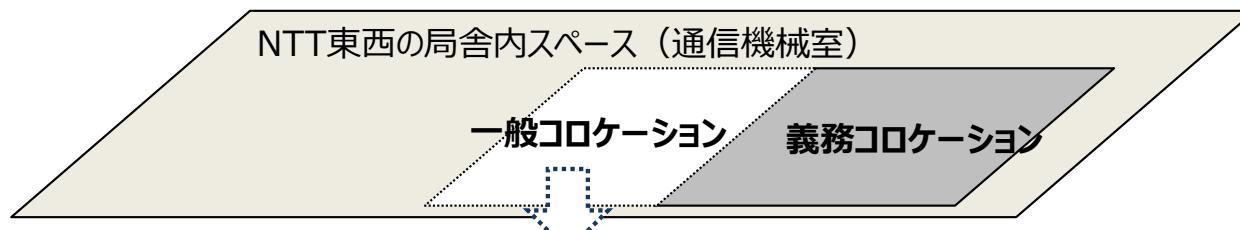
NTT東西に対する禁止行為規制の上乗せ規律について、事業法第31条第5項では、**NTT東西による特定関係事業者の優遇を禁止する行為**※として、適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを追加した。

【電気通信事業法施行規則の改正】※諮詢対象

※現在は、接続に必要な建物等の利用（義務コロケーション）等が規定されている。

市場検証委員会における「NTTデータグループの完全子会社化に係る検証」等を踏まえ、適正な競争関係を阻害するおそれがあるため禁止する取引として、いわゆる「一般コロケーション」を規定する。（事業法施行規則第22条の9）

・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の**局舎内スペース（通信機械室）の利用に係る取引**について、通常の条件に比べて**特定関係事業者を有利に取り扱うこと**。



NTT東西への上乗せ規制として、特定関係事業者に有利な取引を禁止

（市場検証委員会における考え方）

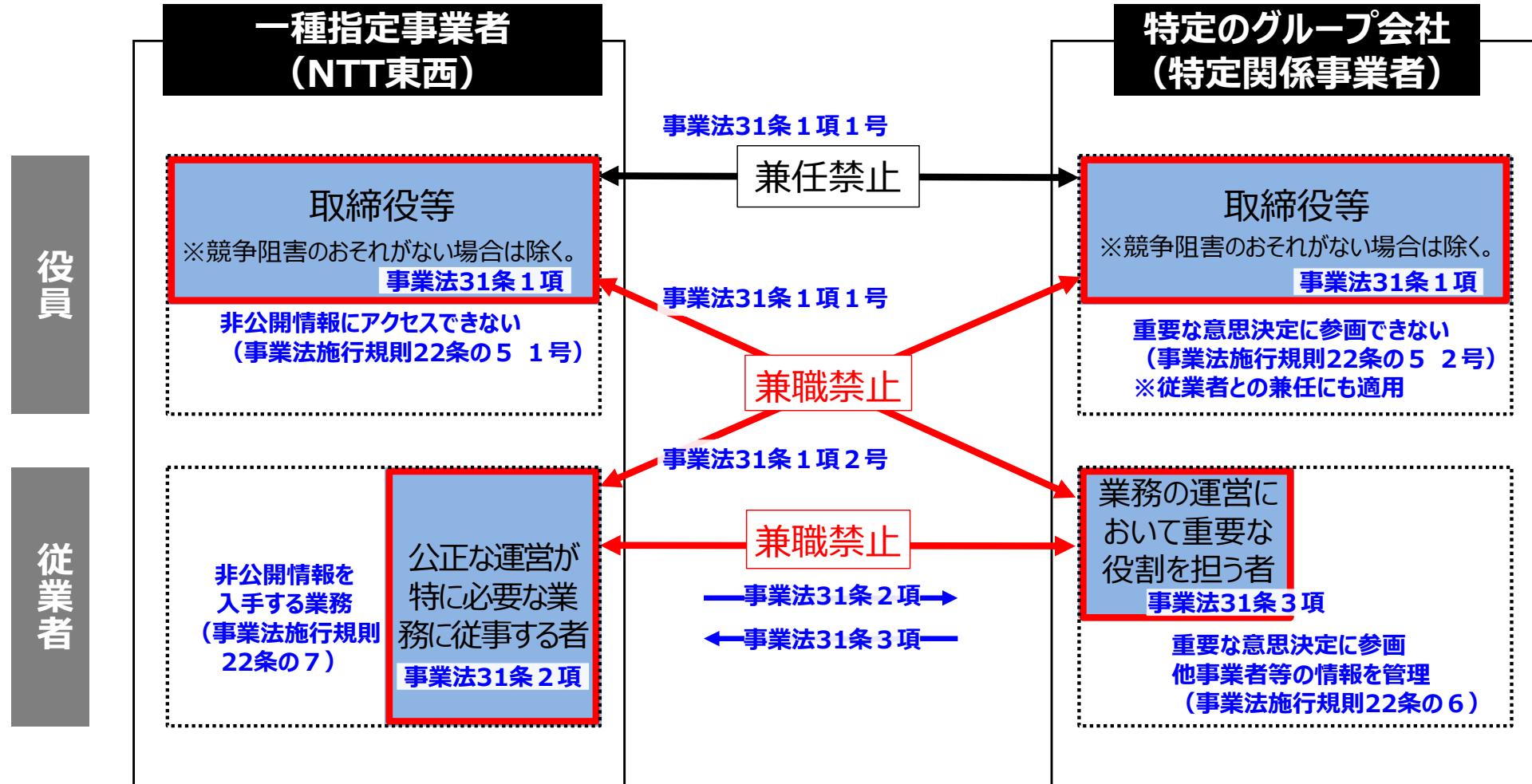
NTT東西の局舎内における通信機械等を設置するための空きスペースの利用（コロケーション）は、今後の技術の進展により、その利用ニーズが更に高まる可能性がある中、グループ会社（完全子会社化されたNTTデータを含む）が優先的に利用・留保する懸念（空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出ること等）を踏まえると、NTT東西の禁止行為規制（特定関係事業者との有利な取引の禁止）の対象に、「一般コロケーション」を規定することが適当と考えられる。

7. 【卸関連情報の目的外利用の禁止に係るガイドライン改正】

事業法第30条第3項第1号口及び第4項第1号口において、市場支配的事業者（NTT東西又はNTTドコモ）に対する**卸役務関連情報の目的外利用が禁止されたことを踏まえ、関係するガイドラインを改正**する。

(参考) 電気通信事業法における役員兼任・在籍出向の禁止

(諮詢対象：事業法施行規則第22条の5から第22条の7)



8. NTT東西の禁止業務（本来業務・活用業務から除かれる業務）

【背景・現状】

令和7年改正法では、NTT東西の県域業務規制の撤廃に伴い、**本来業務及び活用業務における移動通信及びインターネット接続の業務の禁止等が法定化された**（NTT法第2条第3項第1号及び第7項）。他方、移動通信役務には携帯電話以外にも様々なサービスが存在する中、NTT東西は、現にローカル5Gや公衆無線LANを提供しており、公正競争の確保に関する懸念は示されていない。

【NTT法施行規則の一部改正】

(1) NTT東西が営むことができない**移動通信及びインターネット接続の業務**は以下のとおりとする（NTT法施行規則第1条の2）。

・**移動通信サービス**…以下を除き、**移動通信サービス**は提供不可とする。

①（現在NTT東西がサービス提供している）「**ローカル5G**」、「**公衆無線LAN**」

②（公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められ、）**別に告示する役務**（現時点では該当なし）

・**インターネット接続サービス**…**ISPの業務は不可**とする（例外は設けない）

(2) 上記に加え、**放送の業務**については、**活用業務**としても**提供不可**とする（NTT法施行規則第2条の4）。

（市場検証委員会における考え方）

NTT東西が提供できない**移動通信役務**については、「**ローカル5G**」と「**公衆無線LAN**」は引き続き**提供可能**とした上で、これら以外にも、**公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められる移動通信役務**も、**提供可能**となるようにすることが**適当**と考えられる。

9. 実施基準に基づく活用業務（手続の簡素化・効率化）

【背景・現状】

NTT東西の活用業務は、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障のない範囲内で実施（公正競争の確保に関する必要な措置は、「活用業務ガイドライン」に規定）しているが、活用業務の類型化の進展や経営の自由度向上等の観点から、NTT法第2条第7項から第11項までにより、個別業務ごとの事前届出制から、実施基準に従って営むことができるよう緩和した上で、実施状況報告に基づく事後検証を実施する制度に見直し。

【NTT法施行規則の改正】（NTT法施行規則第2条の6及び第2条の7）

公正な競争を確保する観点から、現行ガイドラインと同等の措置を含む実施基準の記載事項等を省令で規定する。

- ①実施基準…業務の概要・実施方法、資金調達等の方針、活用する設備・技術の概要、公正競争確保のために講じる措置※ 等
- ②報告事項…開始した業務の概要、公正競争確保のために講じた措置※、サービス毎の契約状況 等

※ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示、活用業務に係る会計整理、関連事業者の公平な取扱い等

（市場検証委員会における考え方）

- ・令和7年改正は、活用業務の手続は緩和するものの、公正競争確保についての考え方へ変更が生じるものではないため、現行活用業務ガイドラインに基づく「公正競争確保のために講じる措置」は、引き続き、実施基準に記載することが適当と考えられる。
- ・活用業務の実施状況の報告事項について、全ての活用業務について詳細な報告を求めるのではなく（中略）公正競争上の懸念のあるサービスについては、事後検証の過程で、必要に応じNTT東西に詳細な情報提供等を求めることが適当と考えられる。

【活用業務ガイドラインの改正】

公正競争の確保等に関する現行ガイドラインにおける詳細な考え方を引き続き規定するとともに、NTT東西からの実施状況報告等に基づき、市場検証委員会の意見を聴きながら、公正競争確保のための措置の有効性・適正性の検証等を行う（措置が十分でないと認められる場合にはNTT法又は電気通信事業法に基づき所要の措置を講じる。）旨を規定。

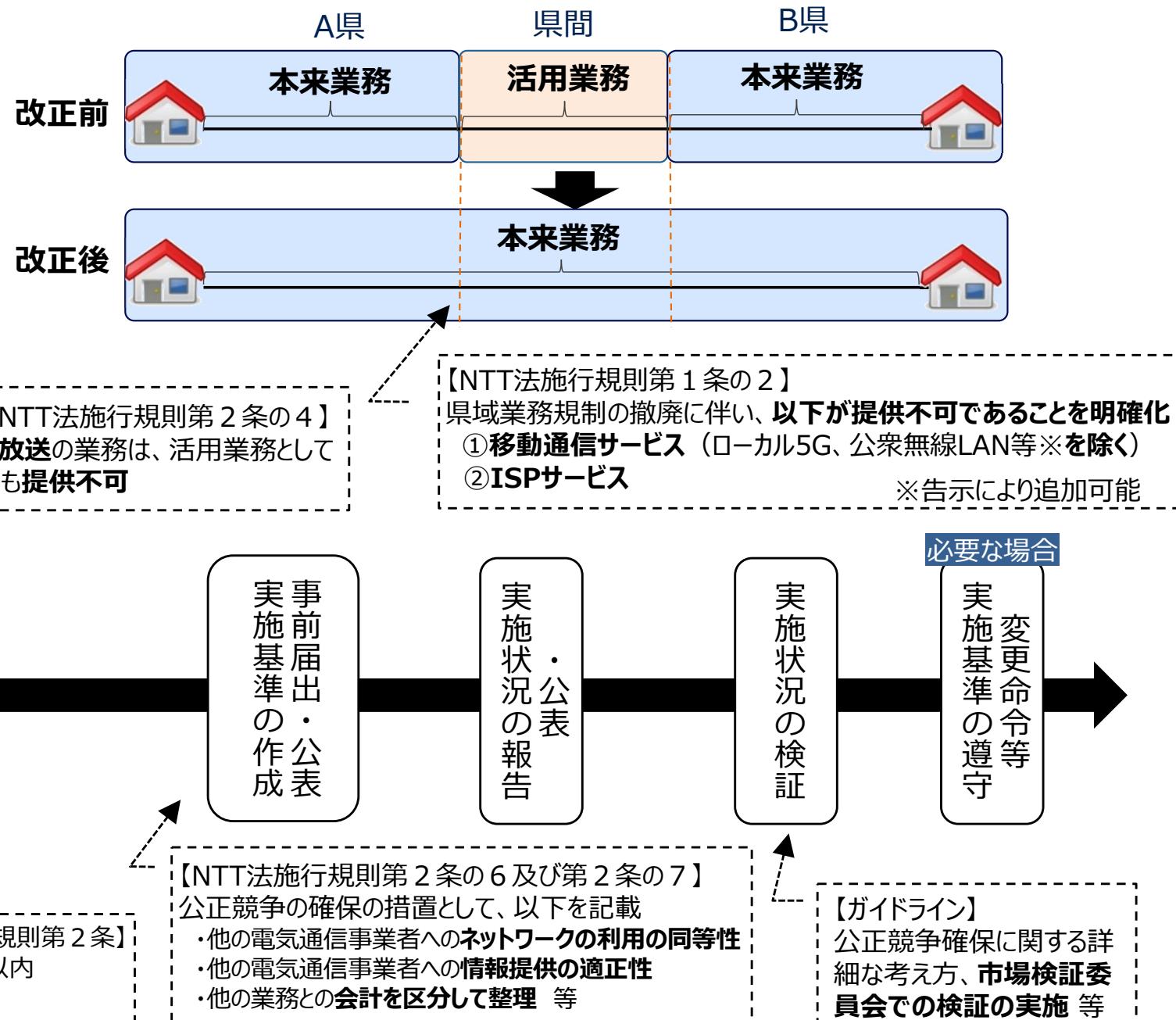
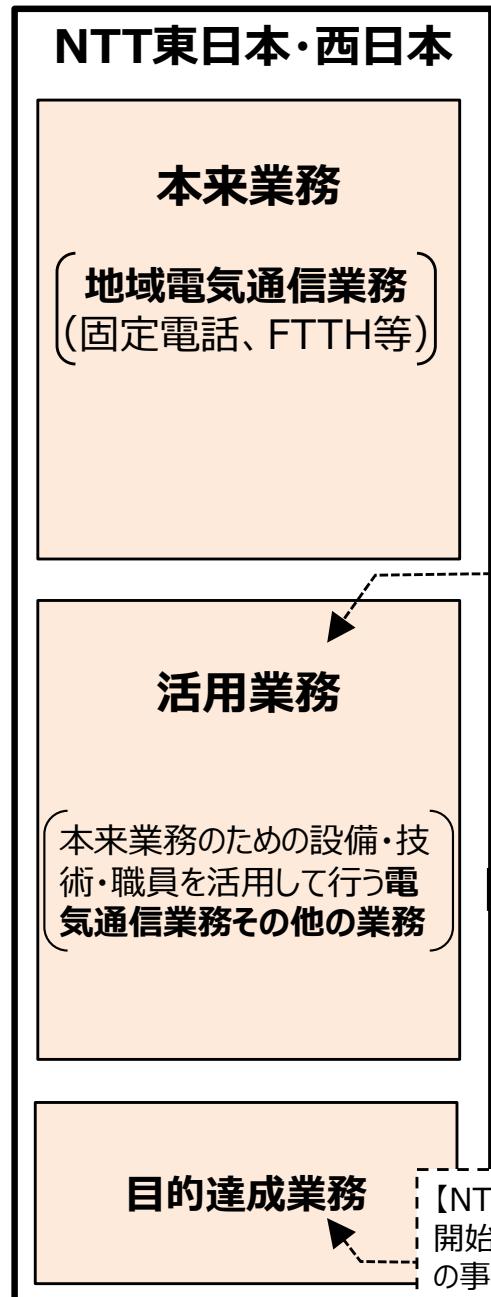
10. 目的達成業務等の事後届出化（NTT法施行規則第2条）

NTT法第2条第4項及び第5項では、NTT東西が営む目的達成業務等の手続の迅速化を図るため、事前届出から事後届出に緩和されたことに伴い、事後届出の期限を「業務開始後14日以内」とする旨等を省令で規定する。

(参考) NTT東西の業務範囲に係る制度整備

15

(すべて諮詢対象外: NTT法施行規則第1条の2等)



11. NTT東西の合併等認可の緩和の範囲

【背景・現状】

NTT法上、NTT東西に係る合併・分割は（例外なく）総務大臣の認可が必要とされているところ、NTT法第11条では、機動的な事業拡大等を図る観点から、**一定規模以下の電気通信事業を営まない法人**（又は電気通信事業以外の事業）との**合併等**については、**総務大臣の認可を不要とする緩和**が行われた。

【NTT法施行規則の改正】

以下に該当するNTT東西の合併等については認可不要とする。（NTT法施行規則第9条第3項から第5項）

- (1) **資本金3億円以下かつ売上高30億円以下の電気通信事業を営まない法人を承継する合併**
- (2) **売上高30億円以下の非電気通信事業を承継させる分割**
- (3) **以下のいずれも満たす電気通信事業を営まない法人又は非電気通信事業に係る合併又は分割**
①**資本金5億円以下**（分割の場合を除く）、②**負債額200億円以下**、③**売上高50億円以下**、④**従業員数300人以下**

（市場検証委員会における考え方）

- ・NTT東西の合併等の認可対象の緩和については、（中略）もっぱらNTT東西の本来業務の円滑な遂行の観点から、市場シェア等の事業実態ではなく、合併等に係る法人等の規模等に着目した基準（資本金の額等）を定めることが適当と考えられる。

NTT持株・東西に係るその他の規律関係②

12. 重要設備譲渡等の認可の対象

【背景・現状】

NTT法第13条では、**NTT東西の線路敷設基盤（局舎、電柱、管路・とう道等）**の重要性が高まっていることを踏まえ、これまで認可対象外であったこれら線路敷設基盤の譲渡等について、総務大臣の認可対象とした。

【NTT法施行規則の改正】

認可対象とする線路敷設基盤（重要な設備等）及び処分を以下のとおり定義する。（NTT法施行規則第12条）

- ・**線路敷設基盤**…①局舎、②電柱、③鉄塔、④管路、⑤とう道、⑥局舎の用に供する土地
- ・**処分**…①**廃棄**（電気通信事業のために**使用する予定がない**ものや、**代替となる設備・施設が確保されている**場合等を除く。）
 - ②当事者の合意が無い限り破棄等することが出来ない契約による使用権（IRU）の設定

（市場検証委員会における考え方）

- ・NTT東西の重要設備（局舎、電柱、土地等）の譲渡等に対する認可制の導入について、NTT東西の本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保の観点から、NTT東西が自ら使用している局舎等のほか、接続ルール等に基づき他事業者が利用（コロケーション等）している局舎等について認可対象とすることで、総務省が、NTT東西の本来業務や他事業者との公正競争への影響の有無について確認可能とすることが適当と考えられる。
- ・一方、今後電気通信事業のために使用する予定がないものや、毎年多数の（旧設備の廃棄を伴う）移転が行われている電柱のように、代替となる設備・施設が確保されている場合には、認可対象外としても問題はないものと考えられる。

13. 外資比率等の報告

NTT持株には外資規制（3分の1未満）が設けられているところ、NTT法第6条では、**外国人等議決権割の報告義務**（定期報告及び一定の閾値を超えた場合の随時報告）が設けられたことを踏まえ、**随時報告が必要となる閾値（30%以上等）を規定**する（NTT法施行規則第6条）

(すべて諮詢対象外: NTT法施行規則第9条及び第12条)

【NTT東西の合併等認可の範囲】



【認可対象となる「重要な設備等」の範囲】

